

「平成30年度与党税制改正大綱」について

知事コメント

本日、「平成30年度与党税制改正大綱」が決定され、地方消費税の清算基準が抜本的に見直されることとなった。

本県は、地方消費税の清算基準を最終消費の実態を適切に反映するものに見直すべきと再三再四主張してきた。具体的には、従業者数の比率の廃止を提言するとともに、現在清算基準に採用されている販売統計のうち最終消費の実態と乖離がある項目を具体的に指摘し、これらのデータを除外して人口の比率に代替することにより人口の比率を大幅に引き上げるべきと提言してきた。

今般の見直しにおいては、従業者数の比率の廃止が実現する。加えて小売統計からの耐久財（家電）・半耐久財（衣料）の持ち帰り消費の除外及び自動販売機による販売の除外、サービス統計からの医療・福祉、火葬・墓地管理業などの非課税取引の除外及び社会通信教育その他本社に一括計上される取引の除外など、本県の提言における具体的指摘が数多く盛り込まれた。これらのデータの除外分は人口の比率に代替され、平成30年度税制改正として、本県提言とほぼ遜色のない人口の比率の50%への大幅な引上げが実現することになる。本県の提言や要望活動なくして得られなかった成果と受け止めており、感慨を禁じ得ない。

今般の見直しによる地方消費税収の増収分の半分は市町村に交付され、県と県内市町村のすべてが自主財源の確保、地方債発行額の抑制、財政力の向上といった果実を享受することになる。このうち引上げ分の地方消費税収に関しては、社会保障の充実等の財源がより確実に措置されることにつながり、県内の社会保障の充実と安定の観点からも極めて意義深いものとする。

本案の取りまとめに当たられた政府・与党の関係各位のご尽力に心から敬意と感謝を表したい。

今回の清算基準の見直しは、県民にご負担いただいた地方消費税の税収が本県に適正に帰属するよう見直されるものであり、見直しによる増収を目に見える形で県民に還元していきたいと考えている。

先日国で発表された「新しい経済政策パッケージ」では、再来年10月に予定されている消費税率の引上げを機に、消費税収の用途変更等により教育の充実を図る方向性が示されているが、清算基準の見直しによる増収は平成30年度から生じることを踏まえ、本県では平成30年度予算編成から、今般の見直しによる増収分を教育予算の充実という形で具体的に反映させるべく、検討を行っていききたい。

なお、今回の税制改正大綱では、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、（中略）平成31年度税制改正において結論を得る」旨も盛り込まれている。地方税源の偏在是正は喫緊の課題であり、平成31年度税制改正に向けた議論に大いに期待したい。